

指定居宅介護支援重要事項説明書
＜令和 7年 4月 1日 現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	0422-76-8815
営業日	月～金曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時から午後5時 （ただし、電話連絡は24時間可能な体制をとっています）

2. 当事業所の概要

(1) 当事業所の指定番号及びサービス提供地域

法人名	社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団
事業所名	はなかいどう指定居宅介護支援事業所
代表者	理事長 土 屋 宏
所在地	三鷹市牟礼6丁目12番30号 三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう内
介護保険指定番号	居宅介護支援（東京都 1373600160号）
サービス提供地域	三鷹市内全域（事情によっては三鷹市外の対応も可能）

(2) 当事業所の職員体制

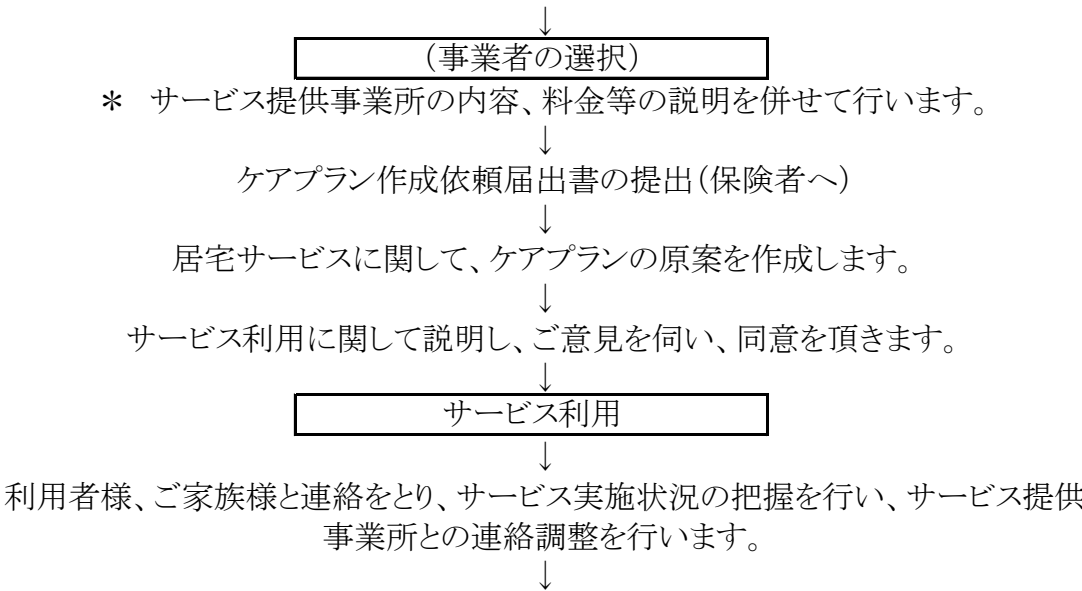
	専従	兼務	計
管理者		1名	1名
介護支援専門員	4名	3名	7名

(3) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

三鷹市社会福祉事業団ホームページにてご確認ください。
<https://www.mitaka.or.jp/facility/hanakaido-shiteikyotakukaigoshienjigyosho/>

3. 指定居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅サービス計画（以下「ケアプラン」）作成等のサービス利用申し込み受理。
契約、当事業所に関すること、ケアプラン作成の手順、サービス内容の説明
担当介護支援専門員が、課題の把握と分析を行います。



1月に1回は訪問し、サービスの実施状況の確認、利用者様やご家族様に新たな課題等がないか確認します。



ケアプランの変更を希望される場合は、必要に応じケアプランの変更を行います。

- * ケアプランの作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、ケアプラン原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- * 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護については、事業所に偏りがなく、公正中立の立場で提供している旨を、別紙「サービス利用割合等説明書」にて説明致します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、厚生労働大臣が定める基準による利用料(該当する各加算も含む)をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。
このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口へ提出すると、全額払戻を受けられます。
- * 料金は「別紙料金表」のとおりです。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月末日までに前月分の請求を行いますので10日以内にお支払いください。 お支払いいただきますと、領収書を発行致します。お支払方法は銀行振込、現金集金の2通りの中から選べます。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
(場合によっては三鷹市外の地域は交通費の実費をいただくことがあります。)

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。当事業所職員が必要に応じ、お伺い致します。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出くだされば、随時可能です。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、地域の他の指定居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

○医療施設に入院した場合や介護保険施設等に入所した場合

ただし、入院入所の期間が短く、本人・家族に退院退所後も継続して利用する意思を確認した場合は除く

○要支援認定を受けた場合、介護予防・日常生活支援サービス事業対象、又は非該当(自立)とされた場合

○前記2の(1)のサービスを提供する地域外へ転出された場合

○6ヵ月以上利用がない場合

○利用者が亡くなられた場合

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ①当事業所の職員に対しての飲食等のお心づけは一切ご不要です。
- ②訪問中の喫煙は受動喫煙防止の観点からご遠慮ください。
- ③利用者や家族などが当事業所の職員に対して下記のようなハラスメント行為などにより健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合には、サービスの中断や契約を解除させていただきます場合があります。
 - 暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
 - パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ストーカーなどの行為
 - 訪問中の職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

6. 個人情報の取り扱いについて

サービスを円滑に行うために必要な利用者及び家族に関する個人情報の取り扱いについては、「個人情報に関する同意書」で同意を頂いた範囲に留め、サービス関係者への情報提供の際には細心の注意を払って取り扱いを行います。

7. 事故発生時の対応、医療機関との連携

(1) 事故発生時の対応

サービス提供時の事故発生や、利用者の体調悪化等の緊急時の対応については、事前に定られた連絡方法に従って対応を行い、必要な措置を講じます。事故発生状況の把握、状況の記録を行い、速やかに対応について検討を行います。

(2) 医療機関との連携

利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた居宅サービス事業所等の情報について、医療機関と情報共有を行います。連携をはかることで、医療機関からの利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。

- ＊ 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。

8. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染予防の観点から、介護支援専門員は感染対策に配慮したサービスに努めます。また、感染症の発生及びまん延防止に向けた指針を整備し、組織内での委員会の設置、研修及び訓練を実施します。

9. 虐待防止への対応

虐待の発生、再発防止のための指針に基づき、介護支援専門員は解決に向けた取り組みを、各関係機関と連携してすすめます。また虐待防止のための対策を検討する委員会、研修等を事業所内で実施します。

10. 事業継続計画の策定等

感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開については「事業継続計画」を定め、災害に備えての研修や訓練等を行います。

11. サービス内容に関する苦情等

(1) 当事業所の相談・苦情担当

当事業所関についての利用者からの相談・苦情等については、苦情受付担当者が受付ます。
電話番号 0422-76-8815

(2) 第三者委員

苦情等の解決にあたっては、中立的な立場で話し合いや助言を行う第三者委員を置いていま

す。第三者委員へ直接苦情等を申し出ることもできます。

＊ 第三者委員

○浅野 貴博(ルーテル学院大学専任講師)

電話番号 0422-31-4611 内線209(ルーテル学院大学 代表)

○平岩 康美(民生・児童委員)

電話番号 0422-42-3774(自宅)

(3) その他

当事業所以外に、区市町村等保険者の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

＊ 保険者 三鷹市高齢者支援課 高齢者相談係

電話番号 0422-45-1151

＊ 東京都国民保険団体連合会 相談窓口担当

電話番号 03-6238-0177

12. 担当介護支援専門員

氏名

連絡先 0422-76-8815

令和 年 月 日

居宅介護支援ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地

東京都三鷹市牟礼六丁目12番30号

事業者名

社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団
はなかいどう指定居宅介護支援事業所

代表者名

理事長 土 屋 宏

印

説明者名

介護支援専門員

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

家 族

住所

氏名

(続柄)

代理人

住所

氏名

(続柄)